

三郷市まちづくり委員会公開内規

(趣旨)

第 1 条 三郷市まちづくり委員会（以下「委員会」という）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が次のいずれかに該当すると認められる事項を審議する場合は、この限りでない。

- (1) 三郷市情報公開条例（平成 11 年条例第 15 号）第 7 条第 1 号から第 8 号までに規定する非公開情報に該当すると認められる事項
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる事項

(会議の傍聴)

第 3 条 委員長は、別に定める三郷市まちづくり委員会傍聴要領に基づき会議を傍聴させることができる。

(会議の周知)

第 4 条 委員長は、会議開催の 1 週間前までに、会議の名称、審議事項、日時、場所、その他必要な事項を公表するものとする。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。